

# 北海道旭川自家用新聞

発行所

(一社) 旭川地方自家用自動車協会  
編集兼発行人 尾 関 哲 也  
旭川市春光町十番地  
電話 (0166) 51-1121  
定価 一部 三〇円(会費の方は会費に含まれています)

## 自動車登録手続き適正に！ 引越したらクルマも手続き

### 【自動車登録等適正化推進協議会】

引越して多くの人は住民票の異動手続きは直ぐに行っているが、自動車に係る変更手続きについては必ずしも遵守されていない状況にある。

道路運送車両法では、自動車の所有者の住所や所有者の名義が変わるなど、自動車検査証(車検証)の記載事項について変更があった時は、その事由が生じた日から十五日以内に行き届けるよう定められていることから、国土交通省と自動車関連十三団体で構成する自動車登録等適正化推進協議会では、総務省、警察庁の協力を得て、「クルマの住所変更をした時「変更手続」名義変更をした時「移転手続」はお済ですか?」と、適正化推進運動を展開している。

自動車の登録制度は、第三者への対抗要件である「所有権の公証」といった民事的役割、自動車の使用実態の把握、環境保全、安全性の確保といった自動車行政目的の他に、税務警察などの各種行政の制度的インフラとなっており、実際の登録内容と実態が合致しなければならぬ重要なもの。

自動車の保有台数が八〇〇万台を超える現在、引越等住所変更を要する場合は「変更登録」、名義が変わった場合の「移転登録」の手続きが必ずしも適切に行われていないケースが目立っており、こうした傾向が増えることは、正確な権利関係使用の実態等が反映されないだけでなく、関係する様々な分野に大きな影響を与えることとなる。

### クルマの手続き 忘れずに!!

**引越した時 変更登録が必要!**  
引越したときは変更登録が必要です。詳しい手続きはこちらから  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensu/toroku/toroku1803.htm>

**所有者が変わった時 移転登録が必要!**  
所有者を変更したときは移転登録が必要です。詳しい手続きはこちらから  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensu/toroku/toroku1804.htm>

※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会事務所での手続きが必要です。

**ワンストップサービス(OSS)**  
自動車の登録・移転・名義変更の取得をオンライン一括して行うことが可能な「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」でも手続きすることができます。詳しい手続きはこちらから  
<https://www.oss.mlit.go.jp/portals/>

**注意**  
手続きを行わないと...  
以下のような支障が生じるおそれがあります。  
●リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。  
●これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に...  
●盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が困難。  
●罰金等に処される場合もあります。

協力 国土交通省

特にこの時期は、転勤や就職による引越時期を迎えることから、自動車登録等適正化推進協議会では、「クルマの手続き忘れずに!」としたりーフレットを都道府県、市区町村、警察の窓口等へ重点的に配布し、「引越した時「変更登録」が必要!」「自動車登録等適正化推進協議会」を訴求している。

また、引越した時の住所変更で自動車のナンバーが変わる際には、自動車のナンバープレートに自分の希望する番号を付けることができる「希望ナンバー制度」も併せて紹介し、変更・移転の手続き等、自動車登録の適正化の推進を図っている。

## 本年五月十三日導入の サポカー限定免許条件を公表 「自動ブレーキ」搭載の普通車が条件 警察庁

警察庁は、高齢ドライバーの交通事故対策の一環として、本年五月十三日から導入予定の「安全運転サポーター車(サポカー)」限定免許で運転できる車両について、対象となる車の条件を発表した。

それによると、サポカー限定免許で運転することが出来る自動車は、令和二年度以降に製造された普通自動車としており、「自動ブレーキ」と「アクセルとブレーキのペダル踏み間違い時の加速抑制装置を備え、国土交通省から認定を受けた車」または「令和二年十一月以降、新車から段階的に義務付けられた自動ブレーキ(時速四〇キロで走行中に前方の止まっている車に衝突しないなど)の

新たな保安基準を満たした車のいずれかに該当するものとしている。なお、車の購入後に自動ブレーキを後付けした車は、資格要件を満たす業者による取り付けなのかの判別が困難なことから、対象外となっている。対象となる車は昨年十二月時点で、国内八メーカーの約三〇〇型式となっており、現在普及しているサポカーの二割未満に留まる見通し。

### サポカー限定免許のポイント

運転技能に不安があるが、免許返納はためらう高齢運転者などの利用を想定

開始予定 2022年5月13日

条件 自動ブレーキ搭載車  
後付けは対象外。保安基準が性能認定(アクセル・ブレーキ踏み間違い急発進抑制装置を含む)をクリアしていること

性能認定 保安基準  
2020年4月以降、製造の車が対象 2021年11月以降、新型車に義務付け

申請により交付  
「普通車はサポーター車に限る」と記載

条件違反で運転の場合は、違反点数や罰則の対象

### ストップ・ザ・交通事故

めざせ 安全で安心な北海道

## 令和4年 春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(水)〜4月15日(金)

重点目標

- 新入学(新学期)を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るため左記の活動を推進する。
- 子供と高齢者の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウン
- シートベルトの全席着用
- 居眠り運転の防止
- 自転車の安全利用
- 安全意識の向上

4月10日は 『交通事故ゼロを目指す日』

# チョクノリ!

## 24時間レンタカー無人貸出サービス

■取扱い車種 ヤリス・シエンタ・ヴィッツ/禁煙車

■チョクノリ!ステーション(3店舗)

旭川駅前店	〒070-0030 旭川市宮下通9丁目	TEL.(0166) 23-0100
忠和店	〒070-8044 旭川市忠和4条6丁目	TEL.(0166) 61-0100
大雪通り店	〒078-8216 旭川市6条通18丁目	TEL.(0166) 34-0100

詳しくはWebサイトへ  
[https://rent.toyota.co.jp/sp/skb\\_info/chokunori/](https://rent.toyota.co.jp/sp/skb_info/chokunori/)

アプリのダウンロードはこちら

iPhoneはこちら Androidはこちら

専用アプリを使ってレンタカーの予約から精算までセルフでご利用できる、無人貸出サービスです。

### チョクノリ! 3つのメリット

- 01 店頭受付は不要!
- 02 スマホが車の鍵に!
- 03 24時間出発・返却OK!

トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-111 無料

ホームページトヨタレンタカータイプ [www.toyota.co.jp/rent/](http://www.toyota.co.jp/rent/)

携帯からのアクセスはこちら! <https://rent.toyota.co.jp>

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東鷹栖4条10号1番地8

旭川店 Tel.(0166)57-0100	大雪通り店 Tel.(0166)34-0100	深川店 Tel.(0164)23-0100	稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
旭川空港店 Tel.(0166)83-3701	富良野店 Tel.(0167)23-2100	利尻店 Tel.(0163)89-2300	留萌店 Tel.(0164)43-0100
旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100	士別店 Tel.(0165)23-2100	礼文店 Tel.(0163)86-1117	トマム店 Tel.(0167)58-1001
忠和店 Tel.(0166)61-0100	名寄店 Tel.(01654)3-0100	稚内店 Tel.(0162)22-0100	

まずはアプリのダウンロードを



旭川 第382号

旭川地方自家用  
自動車協会は  
交通安全運動を  
推進します

# 第十一回 定時総会を開催

## 一般社団法人旭川地方自家用自動車協会

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、令和四年二月二十四日午後一時三〇分からアートホテル旭川に於いて、第十一回定時総会を開催しました。

本年の定時総会は、昨今の「オミクロン株」による新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえ、会員の皆様と健康と安全、加えて感染拡大の防止等を図ることを第一に考え、極力、多人数で集まることを避け、会員の皆様には極力委任状を以て出席をお願いし、また関係機関・団体等のご来賓の出席や総会後の懇親会を中止するなど、規模を大幅に縮小し開催しました。

第十一回定時総会は、冒頭、吉田会長の挨拶のあと、議案の審議に入り、「令和三年度に係る事業・会計書類等の報告」「令和四年度会費の額並びに徴収方法に関する件」「役員報酬の限度額に関する件」並びに、「令和四年度事業計画並びに収支予算書に関する報告」「任期満了に伴う役員改選に関する件」が行われ、いずれも原案通り承認・可決されました。

令和三年度の主な事業概況及び令和四年度事業計画並びに予算額は、次の通りです。

### 令和三年度事業概況

第十一回定時総会に当たり、会員の皆様には協会事業活動に対し、格別の「ご支援」と「ご協力」を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス接種を先行して進めてきた先進国では、社会経済活動に関する制限を緩和・撤廃させるなど、経済の正常化に向けた動きが進展する中で、我が国でも四月以降、国民へのワクチン接種が本格的に開始されました。しかし、ワクチン接種の普及が進展する一方、国内では感染力が強い変異ウイルス「オミクロン株」による感染が急速に拡大し、新規感染者数・死者数が増加したことから、七月から九月末には四度目の緊急事態宣言が発令され、再び経済活動が大幅に抑制されました。十月以降は段階的に制限が解除され、経済活動は復調の兆しが見え始めましたが、新たな変異ウイルス「オミクロン株」が世界各国に広がり

をみせ、国内でも同ウイルスが確認されてからは、再び感染拡大の猛威に見舞われており、今なお予断を許さぬ状況が続いています。

このため足元では、度重なる感染再拡大の影響を直接的に受けた運輸、観光、外食産業を中心に低迷が続いており、一日も早い感染症の収束と経済活動の正常化に期待するところです。また、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大のリスクを考慮し開催日程が延期されていた東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会は、緊急事態宣言下の七月二十三日から開催され、日本はオリンピックでは史上最多の五八個、パラリンピックにおいては史上二番目に当たる五一個のメダルを獲得し、アスリートが躍動する姿に日本全体が大きく勇気づけられました。

自動車においては、世界的な半導体不足や、東南アジアでの新型コロナウイルス感染再拡大による部品調達の遅れなど、悲慘な交通事故を一件で

も減らすべく、交通安全推進事業を重点として取り組み、新入学児童を交通事故から守る活動では、交通安全啓発資材を寄贈したのをはじめ、優良運転者の表彰や交通安全旗・啓発資材・交通安全啓発オリジナルカレンダーなどの作成配布、街頭啓発活動、交通安全広報活動などを行い交通事故の抑止に努めました。加えて、道警旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故等の防止活動について連携を図り、夜光反射材などの啓発資材を寄贈し、旭川方面本部並びに管内十一警察署において、交通安全運動に係る街頭啓発等で活用いただきました。

このような取り組みも一助となり、旭川方面管内の交通事故状況は、四四名減少の二六三五名でした。会員の移動状況は、正会員では継続が一一五名、入会が二名、退会が五名、一方、賛助会員では継続が二二九一名、入会等が一一〇名、退会が八三名、未継続が八八名でした。

協会では、会員サービスの充実・業務処理体制の整備・実施事業活動の確実なる遂行にて自動車ユーザーの利便向上を図り、更なる会員獲得に努めて参ります。

二、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業



協会が取り組んだ活動では、新入学児童を交通事故から守ることを目的として、旭川市へホイッスル付反射学童傘一五〇〇本を、稚内市へ交通安全教室用資材（道路標識セット、自転車横断帯付き横断歩道マット）一式をそれぞれ寄贈し交通安全啓発を図りました。

一方、北海道警察旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故などの防止活動について連携を図り、昨年の旭川方面管内における人身交通事故の状況は発生件数が七〇四件、傷者数が八五二人と前年より減少することができましたが、死者数においては十七人と前年より一人増加となり、大変厳しい結果となりました。

達難の影響により大幅な減産が実施され、昨年の国内新車販売台数は、前年より一五万〇三九台少ない四四万八二八八台で前年実績を二・三％下回りました。このうち登録自動車は、二七九万五八八台で、前年実績を二・九％下回り四年連続で減少。一方で軽自動車は、前年より六万五五三〇台少ない一六五万二四七〇台、前年実績を三・八％下回り、三年連続で減少となりました。

経済活動や日常生活において必要不可欠となっている自動車は、その一方で交通事故という社会問題を引き起こしています。昨年の交通事故による死者数は、全国で二六三六人と前年より二〇三人減少しました。道内においても、前年より二四人減少することができ、一〇人に止めることができましたが、この一年間に全国で二六三六人もこの尊い命が犠牲となっており、大変残念でなりません。

協会では、悲慘な交通事故を一件で減らすべく、交通安全推進事業を重点として取り組み、新入学児童を交通事故から守る活動では、交通安全啓発資材を寄贈したのをはじめ、優良運転者の表彰や交通安全旗・啓発資材・交通安全啓発オリジナルカレンダーなどの作成配布、街頭啓発活動、交通安全広報活動などを行い交通事故の抑止に努めました。加えて、道警旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故等の防止活動について連携を図り、夜光反射材などの啓発資材を寄贈し、旭川方面本部並びに管内十一警察署において、交通安全運動に係る街頭啓発等で活用いただきました。

このような取り組みも一助となり、旭川方面管内の交通事故状況は、四四名減少の二六三五名でした。会員の移動状況は、正会員では継続が一一五名、入会が二名、退会が五名、一方、賛助会員では継続が二二九一名、入会等が一一〇名、退会が八三名、未継続が八八名でした。

協会では、会員サービスの充実・業務処理体制の整備・実施事業活動の確実なる遂行にて自動車ユーザーの利便向上を図り、更なる会員獲得に努めて参ります。

二、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業

(一)交通安全の推進

協会では、北海道運輸局旭川運輸支局、北海道警察旭川方面本部及び関係機関・団体と連携を図り、積極的に交通事故の抑止、交通安全活動に取り組ましました。

協会が取り組んだ活動では、新入学児童を交通事故から守ることを目的として、旭川市へホイッスル付反射学童傘一五〇〇本を、稚内市へ交通安全教室用資材（道路標識セット、自転車横断帯付き横断歩道マット）一式をそれぞれ寄贈し交通安全啓発を図りました。

一方、北海道警察旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故などの防止活動について連携を図り、昨年の旭川方面管内における人身交通事故の状況は発生件数が七〇四件、傷者数が八五二人と前年より減少することができましたが、死者数においては十七人と前年より一人増加となり、大変厳しい結果となりました。

新年度においても新入学児童の交通事故防止対策活動、優良運転者の表彰など交通安全推進事業、交通事故の抑止活動、交通安全運動の推進など積極的に取り組んで参ります。

(二)日常点検、定期点検整備推進事業

協会では、日常点検・定期点検整備の必要性、点検要領等を機関紙である北海道旭川自家用新聞やホームページに掲載し、自動車ユーザーの保守管理意識の向上を図りました。

また、整備管理者の選任・変更廃止に関する届出書類の取り扱いを行う一方、ホームページで同制度の概要、選任要件、選任研修の日程等を

サポート・ユア・カーライフ

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

車・バイクの故障、トラブルなどロードサービスに関するお問合せ

**JAF** ロードサービス 救援コール

24時間・年中無休

【全国共通】 **0570-00-8139**

通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円) 一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話対象外。

または **短縮ダイヤル #8139**

通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円) 一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話対象外。

通話定額プランをご利用の方は **☎048-840-0036**

※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。

入会申込は近隣の自動車販売店または支部窓口へ

「しんらい」と「あんしん」をお届けします。

北自共の総合自動車共済・自賠償共済

全道に安心のサービスセンター

**1事故1担当者制**  
1つの事故に対して1人の専任担当者が担当

**充実のロードサービス**  
24時間365日対応・等級に影響なし

**安心の事故対応力**  
事故解決の専門家が素早く対応

あんしん・ゆとり・たすけあい みなさまのカーライフをサポートします!!

**北海道自動車共済協同組合**

旭川支部 旭川市春光町10番地

**☎0166-53-8186** FAX:0166-53-2320

電話の受付時間 平日 9:00~17:15 <https://www.hokujikyoku.jp>

掲載し、周知に努めました。  
**(3) 連絡機関紙の発行及びホームページでの啓発**  
 協会の連絡機関紙として発行している「北海道旭川自家用新聞」は、自動車を使用する上で必要な運輸関係示達事項並びに交通関係法規則の改正等、自動車に係る最新情報を会員や自動車ユーザーに提供することにより、自家用自動車を正しく安全に使用していただくことを目的に発行しています。令和三年度の発行回数は五回で、総発行部数は一万七九〇〇部延べ一万三五二六通を会員に送付し、協会事務局においては自動車ユーザー等へ無料で配布しました。なお、令和四年度からの発行回数は年間四回(三月、六月、九月、十二月)とし、引き続き、自動車に関する最新情報等をわかりやすくお伝えします。

**(1) 封印取付事業**  
 協会では、北海道運輸局旭川運輸支局長より封印取付委託を受け、同管内における自動車登録番号標(ナンバープレート)への封印取付業務を行いました。令和三年度の封印取付状況は、ナンバープレート交付に伴う車両への施封が一万四八三二両で前年比七七〇両の減少。また、破損等に伴う車両への再封印については一〇六二両で前年比一七両の増加となりました。

自動車登録番号標への封印取付車両数

施封内容/ナンバー	旭川	管内他管内	道外	合計
ナンバープレート交付に伴う封印	13,037両	1,795両	不可	14,832両
破損等に伴う再封印	975両	77両	10両	1,062両
合計	14,012両	1,872両	10両	15,894両

**(1) 自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業**  
 協会では、国土交通大臣の指定を受けた自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付代行者として、旭川運輸支局管内における登録自動車のナンバープレート交付に係る業務を行いました。

また、感染力が強い変異ウイルス「オミクロン株」による新型コロナウイルス感染症の国内における感染再拡大に対しては、上部団体(全国自動車標協会議会)策定のガイドライン等に基づき業務を遂行し、円滑な交付業務の継続に努めました。  
 令和三年度のナンバープレートの総交付枚数は、対前年比で二七二〇枚少ない七万四九八枚となりました。また、破壊措置を講じた使用済みナンバープレートの記念所蔵を希望する自動車所有者へは、交付代行者として法律で定められた適正な破壊処理を以て、一七〇枚のナンバープレートを希望者へ返付しました。

**(2) 希望番号の予約受付事業**  
 協会では、旭川運輸支局管内の登録自動車に係る希望ナンバー業務について、同予約センターを設置して予約受付等業務を行いました。希望ナンバー制度は、自動車ユーザーの「こだわり」の番号をマイカーに付けることが可能な制度で、マイカー購入時等において現在広く利用され、令和三年度の希望ナンバー予約件数は、前年より二七六件減少の一万七五五八件となりました。なお、同年度における希望ナンバー予約普及率は四・六％でした。

自動車登録番号標交付実績対比表

事業年度	一般プレート	希望プレート	図柄プレート	合計
令和3年度	40,787枚	34,061枚	150枚	74,998枚
令和2年度	43,062枚	34,412枚	244枚	77,718枚
増(△)減	△2,275枚	△351枚	△94枚	△2,720枚

**(1) 自動車手続きに関する業務**  
 協会では、自動車重量税印紙や自動車検査登録印紙・自動車審査証紙などの売却窓口、また自賠責保険の取扱い窓口を設置するとともに、車庫証明申請書の自動車登録申請に必要となる用紙類の頒布、登録自動車検査申請(継続等)の受付、及び継続検査申請のカムイ総合行政事務所への取次ぎ業務等を正確かつ迅速に行い、ユーザーの利便性の向上と円滑なる運輸行政に協力しました。

希望ナンバー予約受付件数対比表

事業年度	窓口受付	送付等受付	インターネット受付	合計
令和3年度	12,087件	272件	5,199件	17,558件
令和2年度	13,072件	150件	4,612件	17,834件
増(△)減	△985件	△122件	587件	△276件

**(2) 軽自動車税の申告に関する業務**  
 協会では、ユーザーの利便性向上と円滑な地方自治・税務行政に協力するため、軽自動車申告事務処理協議会(上川町村会)と委託契約を締結し、旭川運輸支局管内における小型二輪自動車の軽自動車税申告書提出に係る窓口業務を行いました。また、当協会職員が軽自動車申告事務処理協議会の指定職員として登録し、管内市町村税務担当者代わり小型二輪自動車の異動状況等の調査・報告を行い、税務行政の付託に応えました。

**(3) 自動車申請書類の発行業務**  
 協会では、登録管理ネットワーク株式会社並びに株式会社JCMの二社から委託を受け、信販会社各社の書類・委任状・印鑑証明書・譲渡証明書等を預かり、信販会社からの手続に係る案内書面等に基づき必要書類の代理発行業務を行いユーザーの利便性の向上を図りました。令和三年度の書類発行件数は、登録管理ネットワーク株式会社に係る信販会社分が三二五六件、また株式会社JCMに係る信販会社分が八二二二件で、合計三九七八件を発行。前年比で一〇・〇％、三六〇件の増加となりました。

**(1) 自動車保険代理所業務**  
 協会では、新規登録及び継続検査(車検)などの手続きにおいて必要となる自賠責保険(共済)の契約対応を協会窓口で取り扱うとともに、損保会社の任意保険にあたる北海道自動車共済協同組合の自動車共済では、継続契約手続き等を専任担当者が的確な説明対応にて顧客ニーズに合わせた最適な共済商品の提案・提供を行い、顧客満足度の向上と信頼の獲得に努めました。また、交通事故に関する無料相談業務では、専門的な知識を有する職員が自動車ユーザーそれぞれの相談に適切なアドバイスを行い、相談者等への支援に努めました。

**(4) 自動車に係る印紙・証紙等の売却業務**  
 自動車の新規登録や継続検査、構造変更等の申請手続きには、所定の重量税印紙や自動車検査登録印紙、自動車審査証紙を貼付し納付する必要があります。協会では、これらの印紙や証紙の売却業務を正確かつ迅速に行い、利用者への利便の向上と円滑なる運輸行政に協力しました。自動車重量税印紙の売却額は、二〇億一七六五九四〇〇円で前年比一一・八％の減少となりました。

**(1) 関係官庁・各関係団体並びに会員との連絡調整に関する業務**  
 協会は、会員並びに自動車ユーザーの利便増進と公共の福祉向上を図るため、関係官庁及び関係諸団体等との連携を図り、諸活動を積極的に参加協力しました。  
**(2) 個人情報の保護に関する取組**  
 協会は、個人情報保護の重要性を十分に認識し適切に保護・管理するため、すべての役員に同保護に関する法令並びに基本方針の遵守徹底を図りました。

**(1) 優良運転者表彰事業**  
 交通安全活動においては、新入学生児童を交通事故から守るため啓発グッズの寄贈を行い、道警旭川方面本部には、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止活動を推進するため、啓発資材を寄贈し支援しました。また、運輸支局及び整備振興会と連携した自動車点検整備推進運動やJR北海道と連携した踏切事故防止キャンペーンに参画したほか、飲酒運転撲滅やデザイン運動などの啓発も年間を通し積極的に推進して参りました。  
 更には、自家用自動車に係る税制面では、公平な負担と自動車ユーザーの負担軽減について、政府等関係機関に上部団体を通じて要望を提出しました。また、小型二輪自動車(自動車二輪)の軽自動車税に係るところでは、軽自動車申告事務処理協議会(上川町村会)より委託を受け、税申告書の提出窓口事務と同課税に係る調査事務を行い税務行政にも寄与しました。

**(1) 優良運転者表彰事業**  
 協会は、会員及び会員事業所の運輸業務従事者の運転マナーの向上と交通安全思想の普及増進を図り、悲惨な交通事故を一件でも減らすことを目的として、本年度も優良運転者表彰事業を実施しました。運動経歴五年以上から六〇年以上までの表彰区分十二段階に分け厳正なる審査選考を行い、推薦のあった一三二名全員を表彰しました。

**一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 令和四年度事業計画並びに予算**

- 交通安全及び日常・定期点検整備推進事業
- 自動車登録番号標の封印取付事業
- 自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業
- 自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行印紙類の売却事業
- 自動車保険代理所等事業
- 優良運転者表彰事業
- その他の事業

事業予算総額 二八九、九五八、〇〇〇円

一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会

**令和四年度会費の額並びに徴収方法**

会費(年度始めに徴収)	年会費
○正会員	入会(入会時のみ) 五〇〇〇円
	年会費 三〇〇〇円
○賛助会員	年会費 二〇〇〇円

※正会員とは一般法人(団体)の代表者、正会員から推薦された者、その他個人等で当協会の所定の申込書と入会金、年会費を納入した者であり総会での議決権を有する。  
 ※賛助会員とは正会員以外の者であり、当協会の所定の申込書と年会費を納入した者をいう。  
 尚、会費納入には次の預金口座又は振替貯金口座を御利用願います。  
 ◇普通預金口座 北海道銀行旭川支店 番号 一一九三四五八  
 ◇振替貯金口座 小樽預金事務センター 小樽 〇二八七〇一七一一六八

# 令和三年交通事故死者

## 前年を二〇三人下回り 五年連続で最少を更新



警察庁のまとめによると、令和三年中の交通事故による死者数は、警察庁が保有する昭和二十三年以降の統計で最少となった前年の二八三九人を更に二〇三人下回る二六三六人と、五年連続で最少を更新しました。

また、人口十万人当たりの死者数でも、前年を〇・二六人下回る二・〇九人を記録し、過去最少となりました。

近年、交通事故死者数全体に占める高齢者六十五歳以上の比率が増加傾向にあるなか、令和三年中の高齢者の死者数は、前年より七六人（四・八％）減少の一五二〇人となりましたが、一方で、交通事故死者数全体に占める高齢者の構成率は前年を一・五％上回る五七・七％となり、構

成率は平成二十四年以降、十年連続で五割を超える状況となりました。また、令和三年中その他の他の交通事故状況では、交通事故発生件数は三〇万五五四二五件（前年比三七五三件減）、傷者数は三六六一七六八八人（前年比七二〇八八人減となり、発生件数及び傷者数は共に平成十七年以降、十七年連続で減少しました）。

令和三年は前年同様、新型コロナウイルス感染症に伴うまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発出により、外出自粛が続いたことで交通量が減り、交通事故発生件数が前年比で二・二％減少したことが、それぞれの件数減少に至ったものとみられます。

なお、北海道内の交通事故状況では、交通事故の発生件数は八三〇四件（前年比四〇六件増）、傷者数は九五九八人（前年比五五五人増）と共に平成二十八年以来五年ぶりに増加に転じましたが、発生件数は人身事故件数の記録が残る昭和四十一年以降、令和二年の七八九八件に次ぐ、二番目に少ない件数となりました。

区分\年別	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	過去平均	
												23年～R2年	23年～R2年
発生件数	183	184	178	157	168	149	144	130	148	136	119	157.7	141.4
死者数	190	200	184	169	177	158	148	141	152	144	120	166.3	148.6

\年齢層別	高齢者						
	25歳未満	25-29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60-64歳	75歳以上
死者数	4	1	5	9	14	9	78
構成率(%)	3.3	0.8	4.2	7.5	11.7	7.5	65.0

交通死者（二〇人中）の年齢層別では、六十五歳以上の高齢者の死者数が前年比十人増の七八八六増となっており、道内における全年齢死者数に占める高齢者の比率は、六割以上を高齢者が占める状況となっており、高齢者の特性に応じたきめ細やかな交通事故防止対策が急務なところです。

# 道内HV車保有台数 五年で一・八倍に拡大

## 〔令和三年12月末現在〕

政府は二〇五〇年までに二酸化炭素(CO2)の排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けた目標を掲げる中、自動車においては、この目標達成に向け、電動化への移行が目ざれています。

このような中、道内では電動化の普及が進まず、ハイブリッド車(HV)の保有台数が右肩上がりで増加しています。

令和三年十二月末現在の道内のHV車の保有台数は、前年比三万〇五二六台増（九・七％増）の三十四万五五四台と、五年前の平成二十八年（一九九六）の二万台に比べて約一・八倍にまで増加しました。

各運輸支局別では、札幌が前年比一〇・六％増で道内最高となり、次いで帯広が同一〇・四％増、北見が同一〇・〇％増となるなど、全七支局で一割前後の伸び率となっています。台数では、札幌が一七万二千台、旭川が四万台、室蘭が三万八千台、帯広が二万七千台と続いています。

また、乗用車総数に占めるHV乗用車の割合では、室蘭の二〇・九％を筆頭に、帯広が一八・五％、札幌が一八・三％、釧路が一八・一％、旭川と函館が一七・四％と続き、室蘭では乗用車の五台に一台がHV車で、普及率は道内一となっています。

一方で、道内では足踏み状態が続く電気自動車(EV)の保有台数は、令和三年十二月末現在で、乗用車（登録車の保有台数は二四二台と、前年比で六八台の増加に留まっています）

# 止まっていますか？横断歩道

## 横断歩道は歩行者優先



横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

横断歩道での死亡事故は、自動車横断歩道手前での減速や横断歩行者のために一時停止をしないことなどが大きな要因となっています。

横断歩道は歩行者が優先で、自動車等を運転するドライバーには横断歩道手前での減速や停止が義務付けられています。

道路交通法(第38条)では、車両等が横断歩道等に近接する場合には、その横断歩道等の直前で停止できるように速度を減速しなければならない。横断する歩行者等が居る場合には一時停止し、歩行者の通行を妨げ

ないようにしなければならぬと定められています。また、横断歩道の手前で停止している車両の側方を通過する際にも一時停止義務があり、横断歩道等の手前では追い抜きが禁止されています。

自動車等を運転するドライバーは、交通事故を防ぐため、交通ルールを守り、思いやり・譲り合いの気持ちを持って通行しましょう。

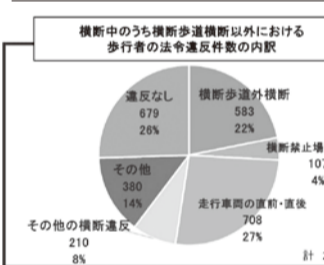
なお、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など、法令に違反する歩行者が犠牲になる交通事故も多く発生しています。

八年から令和二年までの過去五年間で、自動車と歩行者が衝突した交通事故は五五五一件発生しており、約七割の三九一一件は歩行者の横断中の事故となっています。

この横断中の事故のうち、約七割の二六六七件が横断歩道以外の場所を横断している時に発生しており、その中の約七割は、走行中の車両等の直前直後を横断するなどの法令違反が原因の事故となっています。



本条、歩行者は、横断歩道や信号機のある交差点が近くにあり、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、「歩行者横断禁止」の標識(右図)のあるところで横断したり、斜め横断や走行中の車両等の直前直後を横断する行為は大変危険なため、道路交通法(第12条)で禁止されています。



(注)・事故類型が横断歩道横断中以外の横断中の事故を計上した  
・「その他の横断違反」は、「斜め横断」、「駐停車車両の直前直後横断」  
・「その他」は、「飛出し」、「酔酩等」等  
(参考:警察庁HP 横断歩道は歩行者優先です)

# 役員改選のお知らせ

(一般社団法人旭川地方自家用自動車協会)

- 任期満了に伴う役員改選を行い、新役員を選出しました。
- また、その後開催した第一回理事会において、会長・副会長・専務理事などの互選を行い次の通り決議しました。(敬称略)
- ▽会長 吉田 裕(再任)
  - ▽副会長 金谷和文(再任)
  - ▽副会長 植平有治(再任)
  - ▽専務理事 尾関哲也(新任)
  - ▽理事(再任)
    - 山上茂人・久手明久
    - 斉木 勲・中居詳往
    - 南 一也・清水一男
    - 小林一男・真田哲雄
  - ▽新任
    - 栗林慎治・松永孝道
    - 河端正敏・西本伸顕
    - 伊藤博元・水留泰敏
    - 稲葉 徹・西川弘二
    - 渡邊 智・山本直久
  - ▽監事(再任)
    - 笠松昭伸・渋田純夫
    - 遠藤 穰
  - ▽退任
    - 向井一雄・大沼克己
    - 藤富泰弘・森田英章

### 愛車に好きなナンバーをつけてみませんか？

希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気が高いと考えられる右記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選になります。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

インターネットからも予約できます。  
アドレス <https://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用

予約問い合わせは  
《希望ナンバー予約センター》まで  
(一社)旭川地方自家用自動車協会  
TEL(0166)51-1221